

## **[事案 2022-80] 新契約無効請求**

・令和5年5月25日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な行為を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年12月に契約した特別養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人に対し、消息が分からなくなった元夫の契約について、解約ができず困っている旨を相談したところ、募集人から「それは大変ですね。何とかしましょう」と言われたため、元夫の契約を解約してくれることを条件に本契約に加入したが、約束が果たされていない。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、申立人に対し、元夫の契約について便宜を図ったり解決することを約束したり、申込みの条件とすることはしていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の不適切な行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。